

# 東京高等商業学校の入学者選抜制度の歴史

佐々木 享

## はじめに——対象と分析の方法

本稿では、旧学制下の東京高等商業学校を一つの事例としてその入学者選抜制度の歴史の概略とその特徴を解明することを目的とする。東京高等商業学校とは、直接には今日の一橋大学の前身の学校を指す。同校は、1902年から1920年まで「東京高等商業学校」を名乗っていたからである。しかし、本稿では、その前身の学校をも対象とする。

ここでいう「入学者選抜」とは、入学志願者の中から入学者を選抜するための営為を意味し、その方法と実態とを含んだ概念である。本稿でいう「入学者選抜制度」とは、主としてこの「入学者選抜」の方法の中で法令や当該学校の規則により制度化された部分をさす。これは「入学試験制度」などと通称されることが多いけれども、「入学者選抜」には無試験検定（今日の推薦入学）の如く「試験」を実施しない場合もあるので、「入学者選抜」の方がより広く包括的な概念である。<sup>1)</sup>

本稿の分析視角について一言すると、筆者が本稿で企図するのは、いくつかの先行研究が知られているような「入学者選抜制度」の社会学的な調査分析ではなく、また入学試験に関する研究の名でしばしば行なわれるあれこれの選抜システムの妥当性を吟味することでもない。ここでの筆者の目的は、わが国において「入学者選抜制度」が学校制度やその体系の中で実施され定着している意義を教育制度の面から解明することである。そこでは、下級学校

と上級学校との接続関係やその形成過程が主要な関心事となる。「下級学校と上級学校との接続関係」については、本論の中で言及する。

「入学者選抜制度」の歴史に関する研究が少ないうえ、筆者の企図するような分析視角からの先行研究はほとんど皆無に等しい。そこで本稿では、ひとつの例として近代学校として古い歴史をもつ東京高等商業学校に注目して、その「入学者選抜制度」の特質を、その形成過程にさかのぼって下級学校との接続関係という観点から解明することを試みる。

ところで、学校史、商業教育史などの先行研究の蓄積や資料面での便宜に恵まれているとは言えない東京高等商業学校を対象とする理由の一つは、この学校には筆者の関心事である下級学校との接続関係の形成過程が見られるという点で研究上の興味をそそられるからである。そのうえ高等商業学校には学科の区分がないので、比較的簡明に問題を整理しやすいという便宜もある。

なお商業教員養成所を含む同校の附属施設に関する事項は、煩雑を避けるため省略した。

### 商法講習所時代の入学者選抜

#### (1) 商法講習所開設の沿革

はじめに東京高等商業学校の前身である商法講習所の沿革の概略を述べる。日本最初の近代的商業教育機関である私立の商法講習所が開設されたのは、1875年であったとされる。すなわち、「一八七五（明治八）年九月二四日、東京會議所は東京府知事大久保一翁（いちおう）にあてて銀座尾張町二丁目二三番地に森有礼が私立の商法講習所を開設する届書を提出した。」<sup>2)</sup> 一橋大学はこの届書の日付の9月24日を大学創立記念日としている。<sup>3)</sup> 商法講習所は、同年10月から授業を開始した。<sup>4)</sup>

「一八七五（明治八）年一一月、商法講習所の設立からわずか二か月後、森有礼は、江華島事件処理のため特命全権公使として北京へ派遣されることに

## 東京高等商業学校の入学者選抜制度の歴史

なった。森は、東京会議所頭取の渋沢栄一に依頼して講習所を森の私立から会議所へ移管した。翌七六年五月、講習所は銀座の仮校舎から京橋区木挽町へ移転した。ところが会議所がこの月に解散したため、講習所は再転して東京府へ移管され、初めて公立学校となり、矢野二郎が所長に任命された。<sup>5)</sup>

### (2) 商法講習所の入学者選抜制度

「(七六年)九月一日、木挽町の校舎で第一回の入学試験が実施され、二十四名が合格、尾張町時代の生徒を合わせて五〇名となった」といわれる。<sup>6)</sup>しかし残念ながらその選抜方法の詳細は不明である。

1876(明治9)年8月17日と記された最初の商法講習所略則によれば、当初の修業年限は一年半で3期に分けられ、第1期は英語の基礎教育、第2期は商業算術と簿記、第3期は模擬商業実践、をそれぞれ中心にすすめられた。<sup>7)</sup>入学者の選抜については、「入学ヲ乞フ者ハ左式ノ短冊ヲ出シ試験ノ上入学ヲ許ス」とあるのみで、試験の詳細は不明である。ここでいう短冊とは願書をさしている。また「生徒年齢ハ限ヲ立テス」とされていたが、その後間もなく、15歳以上に改められた。しかし最初は無制限であったため、同一時期の卒業生であっても5歳ないし8歳もの年齢差がみられたという。<sup>8)</sup>

ところがその直後の明治9年10月に改正された商法講習所略則によれば、修業年限は2カ年となり、「生徒年齢ハ十五歳已上トス」とされ、また以下のように入学志願者に対する試験課目も示された。

「本校入学ヲ乞フ者ハ新聞紙ヲ以テ広告スル期日中左ノ書式ノ証書ヲ出シ試験ヲ受ケ合格ノ者ハ入学ヲ許スベシ [書式略]

#### 試験科目

○算術 加減乗除通  
常分数小数 ○英字書法 ○英語発韻 [この1字不明——佐々木] ○英文誦読 ○英文典 ○英会話 ○英語作文」

(3) 商法講習所に予備科が設置される（1879年）

1879年（明治12）年3月に、予備科が開設された。<sup>9)</sup>

この予備科新設の理由は、明治12年2月10日付で東京府知事楠本正隆にあてた矢野次郎所長の伺書に委細をつくしている。その一部を引用する。<sup>10)</sup>

「当所生徒募集ノ節ニ試験合格ノ者甚寡少ニシテ落第スル者常ニ多也然ルニ当所予備科ノ設無之ヲ以テ偶志ヲ立テ候生徒モ落第ノ後ハ他ニ適當ノ学校ナキ故徒ニ歲月ノ晩ルルヲ悲ミ有為ノ器ヲ抱キ其方向ヲ転シ他ノ学ニ入ル者殆ド百有余名アリシモ合格ノ者ハ僅ニ五六名ニ過ズ因テ千万熟慮仕候処……（以下略）」

### 商法講習所予備科略則

#### 第一条

一 修学期ヲ定メテ六カ月トス

但毎月末試業ニ於テ優等ノ者ハ順次本科ニ転入セシム

#### 第二条

一 修業時間ヲ定メテ一日六時間トス

#### 第三条

一 教科書ハ総テ自弁タルベシ

#### 第四条

一 授業料ハ本籍寄留ニ係ラズ一月金一円ヲ納メシム

自予ハ本科ノ規則ニ照準ス

##### 課目書

一 簿記学初步

一 タムソン算術書

一 バーレー万国史

一 ブラオン会話

一 ガイ地理書

## 東京高等商業学校の入学者選抜制度の歴史

- モルレー文典
- 作文
- 書取
- 習字

已上

[以下略]

選抜の制度を整備するよりも、必要な学力を与える課程を整備することがもとめられていたことを示している。

### (4) 東京商法講習所規則（1879年7月4日改正施行）に見る入学手続き

1879年7月4日に改正施行された東京商法講習所規則から従来の「略則」は「規則」と改められ、規定も詳細になりその内容も整頓された。その入学手続きは以下の如くである。<sup>11)</sup>

#### 入学手続

##### 第一条

入学ハ毎年両度ニシテ定期試業ノ後トス尤生徒欠員アルヰハ臨時入学ヲ許ス  
ヲアルヘシ

但入学期日竝ニ生徒員数ハ前以テ新聞紙上ニ広告スヘシ

#### 商業学校通則にみられる入学者選抜制度

##### (1) 商業学校通則（1884年1月10日）の制定

明治初期の教育政策は、小学校の設立・普及と大学など高等教育施設の設立に重点がおかれ、中等教育や実業教育の制度の整備は後回しにされていた。

1883（明治16）年4月に大木喬任文部卿のもとで文部省達により農学校通

則が制定され、ついで、1884年1月10日文部省達第1号を以て商業学校通則が制定され、初めて商業学校のるべき基準が示された。

商業学校通則は、商業学校のるべき「学科目」「修業年限、日数及時数」、「入学生徒ノ資格」「教員ノ資格、員数」等の基準を第一種と第二種とに区分して詳細に示した。これによれば、第一種商業学校の修業年限は二箇年（ただし「一年以内増加スルコトヲ得」）、その入学資格は「年齢十三年以上」「小学中学科卒業ノ学力ヲ有スル者若クハ少クトモ左ニ掲タル科目ニ就テ小学中学科ノ学力ヲ有スル者タルヘシ／読書、習字、算術」とされ、第二種商業学校の修業年限は同じく二箇年（ただし「一年以内増加スルコトヲ得」）、その入学資格は「年齢十六年以上」「初等中学科卒業ノ学力ヲ有スル者若クハ少クトモ左ニ掲タル科目ニ就テ初等中学科ノ学力ヲ有スル者タルヘシ／読書、習字、算術」とされた。

この通則による第一種第二種の区分は必ずしも明瞭ではないけれども、第一種商業学校は、「小学中学科卒業ノ学力ヲ有スル者」または「小学中学科ノ学力ヲ有スル者」を入学資格としているから、後にいう中等程度の商業学校ということになる。第二種商業学校は、「初等中学科卒業ノ学力ヲ有スル者」を入学資格としているから、後にいう専門学校程度の商業学校ということになろう。

これにより当時各地に既設の商業教育施設は、いずれもこの通則による第一種商業学校となり、また新たに設立する商業教育施設は、この通則による第一種商業学校に準拠した。明文にうたっていたわけではないけれども、「東京商業学校」はこの通則にそくして見れば、第二種商業学校であった、ないし第二種商業学校をめざしていたといえよう。

## （2）商業学校通則にみられる入学者選抜制度

ところでこの通則は、第八、九条及び第十四、十五条により、それぞれの学校への最低年齢などの入学資格を規定し、さらに必要な学力の基準を学歴により示し、その学歴を有しない者についてはその学歴相当の学力を有する

## 東京高等商業学校の入学者選抜制度の歴史

ことを要求している。即ち通則は、入学資格としての学力を規定する中で下級学校との関係を明記したわけである。ここでは、むしろ学力に重点がおかれていると思われるが（それは、下級学校が整備されているとは到底いえない状況のもとでは、当然の要求であった），その要求する学力の基準としてではあれ、学歴が示されたことは注目に値しよう。

### 東京商業学校の沿革

#### (1) 農商務省所管の東京商業学校の成立（1884年3月）

周知のように、この学校の沿革は複雑である。まずその概略を示す。

「一八八四（明治一七）年三月、東京商法講習所は東京府から農商務省へ移管され、初の国立の商業学校が誕生した。校名は東京商業学校と改称され、校長は同省権少書記官河上謹一が兼任した」が、まもなく5月には、矢野二郎が専任校長に復帰した。

この時期、すなわち「前年の一二月、司法卿から転じて文部卿に就任した大木喬任は農商務省に対抗して独自の商業学校行政を展開した。まず、一八八四年一月、わが国最初の商業学校設置基準を定めた『商業学校通則』を制定した。」<sup>12)</sup>

#### (2) 東京外国語学校附属の高等商業学校の設立（1884年3月）

「大木文部卿の商業教育政策の第二弾は、一八八四（明治一七）年三月、東京外国語学校の附属校として設立された高等商業学校である。」しかし、この外語高商は「東京商業学校より高等の商業教育を実践しているとは到底いえないものであった。」といわれる。<sup>13)</sup>

#### (3) 東京商業学校の統一（1885年9月）

「1884（明治17）年3月、駐英公使森有礼がロンドンから帰国した。5月、森は参議伊藤博文の推薦で参事院議官、文部省御用掛兼務を命ぜられた。1875（明治8）年に国立の商業学校の設立を計画して失敗し、私立の商業学校を創立せざるをえなかった森にとって、文部省と農商務省が対抗して同程度の教

育水準の商業学校を経営している現状はどう考えても納得できなかった。森はただちに大本文部卿に提案してこの二つの商業学校の合併を計画した。第1段階として1885（明治18）年5月、農商務省所管の東京商業学校の文部省への移管を実現させた。ついで9月、同じ文部省所管の東京外国語学校と同校所属高等商業学校と東京商業学校3校の合併を強行した。学校名は、東京商業学校と旧名を採用し、校長には矢野二郎が留任し、森が新たに同校の監督に就任した。10月、新校は神田一つ橋通町の旧東京外国語学校の校舎に移転、1876（明治9）年から10年間つづいた木挽町時代は終わり、一つ橋時代がはじまった。<sup>14)</sup>この後、1899年に東京外国語学校が名実ともに完全に分離独立するまでの間、東京商業学校とは異質の学科との離合が続くけれども、これらの問題は本稿の課題に関連しないと考えられるので、ここでは省略する。

### 高等商業学校の入学者選抜制度

#### （1）高等商業学校と改称（1886年）

1886（明治19）年4月30日には、勅令第35号により、高等師範学校高等中学校東京商業学校官制が定められた。

東京商業学校は、1887（明治20）年3月、「規則」を改正し尋常科高等科の呼称を廃止し、予科本科を置き、その修業年限は予科を1年、本科を4年とし、かつその程度をやや高尚ならしめ、次期学期の始めから実施することとした。ちなみに、この当時の学年は9月11日に始まっていた。

さらに同じ1887（明治20）年10月5日には、勅令第51号により高等師範学校高等中学校商業学校官制が改正され、学校名が高等商業学校と改称された。これにより同学校は、同年に制度化された高等中学校と並ぶ程度の高い学校であることが示された。

この当時の「高等商業学校規則」は、この学校の目的を「本校ハ主トシテ内外商業ニ関スル必須ノ教育ヲ施シ将来公私ノ商務ヲ処理經營スペキ者或ハ商業学校ノ主幹又ハ教員タルベキ者等ヲ養成スル所トス」とうたっていた。こ

## 東京高等商業学校の入学者選抜制度の歴史

の商業学校教員養成の目的に関する条項は、のち1899年に独立した商業教員養成所の設立とともに削除される。

### (2) 高等商業学校の入学規則（1886年8月）

『一橋大学学制史資料』第2巻（第3集）に収録された『高等商業学校一覧自明治十九年九月 至明治二十年九月』に記載されている「総則」は以下の通りである。（句読点等は原文のまま）

#### ○総則

第一条 本校ハ主トシテ内外商業ニ関スル必須ノ教育ヲ施シ、将来公私ノ商務ヲ處理經營スペキ者或ハ商業学校ノ主幹又ハ教員タルベキ者等ヲ養成スル所トス。

第二条 本校教科ハ尋常科、高等科ノ二科ニ分チ、尋常科ニ於テハ普通ノ商業学科ヲ教ヘ、高等科ニ於テハ高等ノ商業学科ヲ授ク。

第三条 修業年限ハ尋常科三年、高等科二年通シテ五年トス。

第四条 本校生徒ハ尋常科、高等科ヲ合セ大約三百名ヲ以テ定員トス。

第五条 本校附属商工徒弟講習所及銀行専修科ノ規則ハ別ニ定ムル所ニ拠ル。

#### ○入学、退学

第一条 入学期ハ毎学〔年の脱落か——佐々木〕ノ始メ一回トス。但時宜ニ由リ臨時入学ヲ許スコトアルベシ。

第二条 入学生徒ハ年齢凡満十六年以上ニシテ、左記各項ノ資格ヲ具フベキモノトス。

但学力志行共ニ超異ナルモノハ本文年齢ノ限ニアラス。

一品行端正ナル者

二志望確固ナル者

三身体強健ナル者

四第三条ノ試業ニ合格スペキ学力ヲ有スル者

第三条 尋常科第一学年へ入学ヲ許ス者ハ必ズ左ノ試業科目ニ由リ試験ヲ施

シ、其学力ヲ検定スベシ。

但合格ノ者募集人員ニ超ユルコトアルトキハ、更ニ合格者ノ内ニ就キ選抜  
スベシ。

#### 試業科目

- 一和漢文 訓点  
解釈
- 一書法 楷行  
草
- 一作文 公私用文  
記事
- 一数学 算術（全体）  
代数（一次方程式迄）幾何（平面立体）
- 一図画 自在画  
用器画
- 一地理（内外地理歴史ノ大要）  
歴史
- 一理化学 大意
- 一簿記 初歩
- 一英語 読方  
訳解 書取  
会話 文法 作文

第四条 当校附属商工徒弟講習所ノ教科中別科ノ学科ヲ卒業セシ者ハ、試業ヲ  
須井ズ尋常科第一学年へ入学ヲ許可スヘシ。

第五条 寻常科第二年以上ノ級へ入学ヲ許ストキハ、亦該級ニ必要ナル試験ヲ  
施スベシ。

第六条 願ニ依リ一旦退学セシ者再ビ入学ヲ請フトキハ、詮議ノ上入学ノ期ニ  
於テ更ニ試験ヲ行ヒ、合格スル者ハ相当ノ級ニ編入スベシ。

但シ第十三条ニ該当スル者モ亦之ニ準ズ。

第七条 入学試業ノ評点ハ試業規則ノ例ニ拠ル。

第八条 入学志願者ハ第一号及ビ第二号書式ニ倣ヒ、入学願書並ニ履歴書ヲ差  
出スベシ。

——以下略——

#### (3) 高等商業学校の入学者選抜制度の特徴

この入学規則は、初めて整頓された形の規則として注目される。ここにに

## 東京高等商業学校の入学者選抜制度の歴史

見られる若干の特徴を若干の項目に分けて整理すると、以下のようになろう。

### (1) 入学時期

途中入学を別として、定期的な入学時期を学年の始めとする制度がいつ頃から定着したのか、筆者は詳細を知らない。この時期頃から定着したといえるのであろうか。

臨時の入学もあり得るとしているところに、この時期の過渡的な性格が現われている。

### (2) 年齢に関する規定

入学資格の最初に、年齢に関する規定が掲げられている。

最低年齢（のみ）が規定され、最高年齢に関する制限はない。「年齢凡十六年以上」とした理由は定かでない。いわゆる満年令か数え年かは、不明である。

ちなみに、前年すなわち1886年に制度化された高等中学校の入学資格は「年齢十七年以上」であった。すなわちこの規則制定の直前に制定された1886（明治19）年7月の「高等中学校ノ学科及其程度」は、「高等中学校第一年級ニ入ルコトヲ得ヘキモノハ品行端正身體健康年齢十七年以上ニシテ尋常中学校ヲ卒業シタルモノ若クハ之ニ均シキ学力ヲ有スルモノトス」とされており、要求される年齢が尋常中学校卒業という学歴に関係していることを示唆していた。

年齢に関する規定のもうひとつの特徴は、最低年齢の規定に拘らず、「学力品行共ニ超異ナルモノハ本文年齢ノ限ニアラス」という例外を設けていたことである。この種の実例が他の学校にあったかどうかを、筆者は承知していない。

### (3) 性別

この入学規則は、志願者の男女の別について全く触れていない。これは共学を容認していたのではなく、男子のみであることを当然の前提としていたものと考えられる。

#### (4) 品行端正

入学資格の一番目に「品行端正」が掲げられている。しかし、その意味するところを筆者は詳らかにできない。

#### (5) 志望確固

入学資格の二番目に「志望確固」が掲げられている。この時期には、志望の曖昧な志願者がいたのであろうか。

#### (6) 身体強健

入学資格の三番目に掲げられているのは、「身体強健」である。字義からすれば、たんに健康であるにとどまらずに「強健」であることを求めていたと解される。その企図や検査の実態は不明である。しかしこの条項により障害者が排除されたことは確実であろう。

#### (7) 学力

入学資格の四番目に掲げられているのは、学力に関する条項である。

この入学規則が最も重視していたのは、(学歴ではなく) 学力であったようと思われる。その学力を調べるために「学力ヲ検定」するとしている。さらに、この「学力検定」の合格者が募集定員を超過する場合には、その合格者の中から選抜するとしている。

学力検定の科目は多岐にわたっている。しかし現実には、高等中学校でさえ尋常中学校卒業程度という学校側が要求する学力をもつ生徒を集めることができず、本科の下に予備科を設け、さらにその下に補充科を設ける必要があった時代である。<sup>15)</sup> 高等商業学校が生徒を集めるには苦労があったのではないかと推測される。

いずれにせよ、この時期には学校体系が未整備なため、後にいう学校間の接続関係と呼ぶべきものはまだ成立していなかった。

なお、明治時代の初期に「試業」ということばが用いられていたことはよく知られている。この規則では「試業」とならべて「試験」が登場している。この場合、「試業」と「試験」という用語をどのように使い分けていたのかは、

## 東京高等商業学校の入学者選抜制度の歴史

明らかではない。

また、第九条の「入学試業ノ評点ハ試業規則ノ例ニ依ル」という規定は、後年の入学規程には見られない珍しい条文であるように思われる。ただし「試業規則」の定めは多岐にわたり、またたとえば、臨時及び学期試業と大試業とでは、各課目の合格に要求される最低点や平均点は異なるので、そのいずれの部分を指しているのか詳らかではない。

### (8) 学業歴

この入学規則の最も重要な特徴の一つは、事実上、志願者に学歴を要求していないことである。(この規則の第四条に「当校附属商工徒弟講習所ノ教科中別科ノ学科ヲ卒業セシ者ハ試業ヲ須イズ本予科ヘ編入スヘシ」とあるけれども、高等商業学校がこれを標準的な学歴と想定していたとは考えられない。)

### (9) 中途入学

第五条には、尋常科第二学年以上の中途入学に関する規定がある。

他方、この入学規則には、高等科への入学に関する規定が欠けている。高等科への入学者は事実上尋常科修了者に限られていたからであろうが、尋常科修了者が高等科へ入学するに際して改めて試験を実施したのかどうかは、詳らかではない。

### (10) 受験料

この規則は、受験料に関する条項を欠いている。徴収しなかったのであるうか。

### (11) 入学手続き

2名の保證人を立てるなど入学手続きに関する規定は厳格である、という印象が筆者にはある。筆者には、このように厳格に定める理由を判断する材料がない。

### (12) 身分、資産等

入学資格に身分、資産等に関する規定はない。

他方「授業料規則」によると、授業料の額は、1学期尋常科10円、高等科

15円である。この額は、この学校が庶民の子弟にとっては望み得ない学校であることを示唆していたといえよう。ちなみに当時の同学校は年2学期制を採用していた。

この年すなわち東京高等商業学校学則が制定された1886（明治19）年の4月9日に中学校令が制定された。今日の教育制度の常識でいえば、この制度改革は直ちに高等商業学校の規則に反映するはずであるが、尋常中学校の実態が形成されていなかつたためか、なお暫らくの間、高等商業学校の規則には尋常中学校との関係は登場しない。

### 高等商業学校予科の入学者選抜制度

#### （1）高等商業学校予科の入学に関する規程（1887年）

以下に『高等商業学校一覧 明治二十、二十一年』に記載されている高等商業学校規則の内、予科の入学に関する規定を抄録する。この規則は、1887（明治20）年3月に改正されたものと思われる。その後同年9月に改正があったとされるので、あるいはこの改正によるものかも知れない。

### 第三章 入学、退学規則

第一条 入学期ハ毎学年ノ始メ一回トス但時宜ニ由リ欠員補足ノ為臨時入学ヲ許ス アルベシ [注：この規則では「学年ハ九月十一日ニ始マリ翌年九月十日ニ終ル」とされている。]

第二条 入学生徒ハ年齢凡満十六年以上ニシテ左記各項ノ資格ヲ具フベキモノトス

但学力品行共ニ超異ナルモノハ本文年齢ノ限ニアラス

一品行端正ナル者

二身体強壯ナル者

三第三条ノ試業ニ合格スペキ学力ヲ有スル者

## 東京高等商業学校の入学者選抜制度の歴史

第三条 予科へ入学ヲ許ス者ハ必ズ左ノ試業科目ニ由リ試験ヲ施シ其学力ヲ検定スベシ

但合格ノ者募集人員ニ超ユルヲアルトキハ更ニ合格者ノ内ニ就キ選抜スベシ  
試業科目

一和漢文 訓点  
解釈

一書法 楷行草

一作文 公私用文  
記事

一数学 算術（全体）代数（多元二次方程式迄）  
幾何（平面立体）

一図画 自在画  
用器画

一地理 内外国

一歴史 内外国

一物理

一簿記

一英語 詠誦 解釈 書取 会話  
文法 作文 翻訳

第四条 当校附属商工徒弟講習所ノ教科中別科ノ学科ヲ卒業セシ者ハ試業ヲ須キズ本校予科へ編入スベシ

第五条 本科へ入学ヲ許ス片ハ亦該級ニ必要ナル試験ヲ施スベシ

第六条 入学志願者ハ第一号及ビ第二号ノ書式ニ倣ヒ入学願書並ニ学業履歴書ヲ差出スベシ

第七条 入学志願者ハ受験料トシテ金一円ヲ願書ニ添ヘ本校へ納ムベシ

但一旦受納ノ上ハ之ヲ返サバムモノトス

第八条 願ニ依リ一旦退学セシ者再ビ入学ヲ請フトキハ詮議ノ上入学ノ期ニ於テ更ニ試験ヲ行ヒ合格スル者ハ相当ノ級ニ編入スベシ

第九条 入学試業ノ評点ハ試業規則ノ例ニ依ル

第十条 入学許可ノ命ヲ得タル者ハ其当日ヨリ五日以内ニ第三号書式ノ誓書ヲ保證人ト同道ニテ本校学生係ヘ持参スベシ尤正副保證人ハ共ニ丁年以上ノ男子ニシテ東京府内ニ於テ一家ヲ立テ学生生徒ノ身分ニ闇シ一切引受クル

ニ足ルベキ者若シクハ本校ニ於テ適當ト認ル者ニ限ル

但保證人或ハ副保證人死去若シクハ他管下ニ転住スルコト等アルトキハ  
速ニ之ヲ補欠シ又正副保證人トモ同時ニ旅行スルコトアルトキハ直ニ之  
ガ代理ヲ立テ届ケ出ヅベシ

第十一條 入學許可ノ命ヲ得ルト雖トモ若シ第十條ノ成規ニ違フトキハ如何ナ  
ル事情アルモ入學ヲ許可スルコトナシ

この入学規則に見られる若干の特徴を、先の規定と対比して整理してみよ  
う。

#### (1) 入学時期

入学時期に関する規定は、先の規則と同様である。

#### (2) 年齢に関する規定

入学資格の最初に年齢に関する規定が掲げていること、「年齢凡満十六年以上」と最低年齢（のみ）を規定し、最高年齢を規定していないこと、最低年齢の規定に拘らず、「学力品行共ニ超異ナルモノハ本文年齢ノ限ニアラス」という例外を設けていたこと、規則全体が下級学校との接続関係をあまり考慮していないらしいこと、などは先の規則と同様である。ただし、満年齢であることを明確にした点は、ひとつの変化である。

#### (3) 性別

志願者の男女の別について全く触れていないことには、先の規則と全く同じである。

#### (4) 品行端正

入学資格の二番目に掲げられているのは、「品行端正」である。しかし、その意味するところを筆者は詳らかにできない。

#### (5) 身体強壮

入学資格の三番目に掲げられているのは、「身体強壮」である。「強健」を「強壯」に変えた企図や検査の（変化の）実態は不明である。

#### (6) 学力

入学資格の四番目に学力に関する条項を掲げていること、その学力の有無を調べるために「学力検定」を実施するとしていること、さらに、この「学力検定」の合格者が募集定員を超過する場合には、その合格者の中から選抜するとしていること、学力検定の科目が多岐にわたっていること、などは先の規則と同様である。

ただし、「学力検定」の内容を仔細にみると、数学の水準はやや高くなっている。

#### (7) 学業歴

事実上志願者に学歴を要求していないこと、「当校附属商工徒弟講習所ノ教科中別科ノ学科ヲ卒業セシ者ハ試業ヲ須イズ本予科へ編入スヘシ」とあることも、先の規則と全く同様である。後にいう学校間の接続関係と呼ぶべきものはまだ成立していない、といえる。

#### (8) 本科への入学資格

先の規則とは違って、この入学規則の第五条には本科への入学資格として「試験」を行なう旨を規定している。他方、高等商業学校規則の総則の第二条には「本校教科ハ予科本科ノ二科ニ分チ予科ニ於テハ専ラ本科ニ入ルベキ学科ヲ教ヘ本科ニ於テハ商業専門ノ学科ヲ授ク」とある。しかし、本科への入学資格に関する条項が極めて簡略なのは、本科への入学者が事実上予科修了者に限られていたからであろう。この条項が予科修了者にも改めて試験を実施することを意味したのかどうかは、詳らかではない。

#### (9) 受験料

先の規則にはなかった受験料に関する規定が登場した。官立の学校がいつから、受験料を徴収するようになったのかを、詳らかにしないが、興味ある話題ではある。なお、1円という受験料が当時の物価で高いのかどうかを判断する材料を、筆者はもたない。

#### (10) 入学手続き

2名の保証人を立てるなど入学手続きのは厳格さは、先の規則と全く同様である。

#### (11) 身分、資産等

入学資格に身分、資産等に関する規定はない。先の規則と比較してみると、尋常科を再編したと考えられる予科の授業料は同額の10円で、本科のそれは、15円から12円50銭へと僅かながら減額されている。しかし、この学校が庶民の子弟にとっては望み得ない学校であることには変わりはない。

#### (2) 予備校の存在

前述した入学試験に耐え得る学力をもつ受験生は、どこから供給されたのであろうか。1880（明治13）年6月に東京芝区三田の慶應義塾医学校跡に開校した「予備校」を名乗る学校は、初めは「専ラ大学予備門ノ予備学科ヲ教授」していたけれども、まもなく三田英学校と改称し、生徒も増加したので芝区愛宕町に移転した。その生徒から「大学予備門及海軍兵学校工部大学校東京商業学校等ニ入学スル者年々尠ナカラサル」状況であったという。<sup>16)</sup> 当時、東京には他にも官立諸学校に志願する者のための予備校が多かったといわれる。この種の予備校の中には特定の学校のための学校もあったから、東京高等商業学校予科への志願者もこのような経路から供給されていたのではなかろうか。

#### (3) 高等商業学校予科の入学に関する規程の改正（1888年）

つぎに『高等商業学校一覧 明治二十一、二十二年』に記載されている高等商業学校規則の内、予科の入学に関する規定を調べてみる。（『高等商業学校一覧 明治二十一、二十二年』39～40頁を参照。）

おおむね前年の規定と同様であるが、第1に、第三条の試業課目に「化学（大意）」が加えられたこと、第2に、受験料、授業料が値上げされたこと、の2点が改正された。

## 東京高等商業学校の入学者選抜制度の歴史

### (4) 補充科の設置

『高等商業学校一覧 明治二十三、二十四年』に「本校教科ハ補充科予科本科ノ三科ニ分チ補充科ニ於テハ予科ニ進ムノ階梯ヲ授ケ」とした「補充科」に関する規定が見える。この補充科を開設した時期は、同校『一覧』記載の沿革に関する記述からは不明である。

当時は尋常中学校が未整備の時期であったから、直ちに予科に入学できるような学力を授ける学校はまだ存在しなかったから、このような課程が必要だったのであろう。

補充科の学科課程は、「体操」の他は予科の「入学試業」に課される科目と同じであった。これは、予科に入學し得る学力を付与するというこの課程の目的からして当然のことであった。このような性格をもつ「補充科」は、前述のように当時の高等中学校にも設置されていた。

### (5) 1890（明治 23）年頃の入学規定

1889（明治 22）年 3 月には、「高等商業学校規則」の一部が改正され、本科の修業年限が 3 年とされた。

『高等商業学校一覧 明治二十三、二十四年』に記載されたこの当時の入学に関する規定は、以下の 3 点をのぞくと、むしろ『高等商業学校一覧 明治二十、二十一年』に記載されている規定にほぼ同文である。（むろん「入学試業」には「化学」も入っている。）

その違いの第 1 は、第二条から「但学力品行共ニ超異ナルモノハ本文年齢ノ限ニアラス」という但し書きが削除されたことである。この種の例外規定は以後復活しなかった。第 2 は、第三条の予科入学試業科目の前に、以下のように「補充科」への「入学試験」に課す科目を加えたことである。

#### 補充科第一学年入学試験課目

一和漢文 訓点解釈  
一書法 楷行草三体

- 作文 公私用文  
記事文
- 算術 全体
- 地理 内外国  
大意
- 歴史 内外国  
大意
- 英語 読説 書取 解釈  
習字 会話 文法

第3は、「当校附属商工徒弟講習所ノ教科中別科ノ学科ヲ卒業セシ者ハ試業ヲ須イズ本予科へ編入スヘシ」とある第四条の条文を削除したことである。ここには、当校附属商工徒弟講習所の別科卒業者の学力が本校の要求水準に達していないと判断されたのであろう。

以上の改正点のほか、この規程では、受験料に関する条文が旧に復していることが注目される。しかし、この意味するところは、筆者には不明である。

### 下級学校との接続関係の成立（1893）

#### （1）編制の変遷

1891（明治24）年7月には本校規則が改正され、補充科が廃止されると同時に、予科2年、本科3年とされた。同時に学科も増設され、学科の程度もやや高尚とされた。1893（明治26）年8月には規則が改正され、従来2年であった予科の修業年限を1年として、各尋常中学科（尋常中学校の間違いか——佐々木）卒業生の優等者は試験を要せず、各商業学校の優等卒業生は若干の普通学科を試験し、ともに予科に入学を許すこととした。ここに至って初めて下級学校との接続関係が少なくとも制度の面で成立した、といえよう。しかし、残念なことに、『一橋大学学制史資料』第2巻（第3集）に収録された『高等商業学校一覧 自明治二十六年九月 至明治二十七年九月』に記載されている「規則」には関係条文が収録されていない。

1894（明治27）年6月には、入学規程を追加し、尋常中学科（尋常中学校の間違いか——佐々木）卒業生にして無試験入学を許し難い者の入学試験方法

を定めた。しかし残念ながらこの時の規則も筆者は未見である。

1896（明治29）年8月、規則改正。学科課程に重要な改正があった。また、入学規程の内尋常中学卒業者特別試験入学の項【注：無試験入学のことか——佐々木】を廃止し、商業学校卒業生の入学試験方法を改め、また予科に入学を許したる後、その優等者は直ちに試験を行い本科に進めることができる条規を廃止した。

#### （2）1897（明治30）年頃の入学規程にみられる接続関係

以下に『東京高等商業学校一覧 従明治三十年至明治三十一年』に記載されている東京高等商業学校規則の内、予科の入学に関する規定を抄録する。

#### 第九条 入学期ハ毎学年ノ始トス

但時宜ニ依リ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

[参考：この当時は「学年ハ九月十一日ニ始マリ翌年九月十日ニ終ル」とされていた。]

#### 第十条 本校ニ於テ適當ト認メタル公私立尋常中学校ノ卒業生ニシテ該校長ノ品行方正、学術優等身体壯健ト認證シタル者ハ相当ノ人員ヲ限り試験ヲ要セス予科ニ入学スルコトアルヘシ

其他官公立学校ニシテ普通学ノ程度尋常中学校ト同等以上ト認メタル学科ノ卒業證書ヲ有スル者ハ前項ニ準ス

#### 第十二条

第十条ニ掲クル外ノ入学志願者ハ年齢滿十七歳以上ニシテ身体壯健、品行方正左ノ試験ニ合格スヘキ学力ヲ有スル者タルヘシ

#### 予科入学試験課目

一和漢文 訓点、解釈

一書法 楷行草三体

一作文 公私用文  
記事、論説文ノ内

一数学 算術、代数、幾何（平面、立体）  
三角術初步

一地理 内外國

…歴史 内外國

…図画 自在画  
用器画

一物理

一化学

…博物

一英語 書取、会話、反訳

一体格

#### 第十二条

本校ニ於テ適當ト認メタル公私立商業学校ノ卒業生ニシテ該校長ノ品行方正、学术優等身体壮健ト認證シタル者ハ特ニ第十二条ノ試験課目ヲ省略スルコトアルヘシ

#### 第十三条

入学試験ハ尋常中学校卒業ノ程度ニ依ル

#### 第十四条

大学予科ノ卒業證書ヲ有スル者ハ試験ヲ要セス本科第一年級へ入学ヲ許スヘシ

但人員ノ都合ニ依リテハ入学ヲ謝絶スルコトアルヘシ

#### 第十五条

入学志願者ハ第一号及ヒ第二号ノ書式ニ倣ヒ入学願書並学業履歴書ヲ差出スヘシ

#### 第十六条

第十二条及第十二条ニ依リ入学試験ヲ受ケント欲スル者ハ金參円ヲ受験料トシテ入学願書ニ添ヘ納付スヘシ

第十一条及第十四条ニ依リ入学ヲ許可シタル者ハ金一円五十銭ヲ入学料トシテ納付スヘシ

但シ本条ニ依リ一旦納付シタルモノハ入学願ヲ取消スコトアルモ之レヲ

## 東京高等商業学校の入学者選抜制度の歴史

返付セス

——以下略——

この時期の入学に関する規程の重要な特徴は、漸く下級学校との関係が姿を現し始めたことである。

第1に、「本校ニ於テ適當ト認メタル公私立尋常中学校ノ卒業生ニシテ該校長ノ品行方正、学術優等身体壯健ト認證シタル者ハ相当ノ人員ヲ限り試験ヲ要セス予科ニ入学スルコトアルヘシ」としたことがそれである。元来この条項は1893（明治26）年の改正で登場したものである。この条項の発足当初の規定は不明であるが、翌1894年に公私立尋常中学校の卒業生にして無試験で入学することを認めない志願者に対する試験方法を定めたとされているので、当初は「公私立尋常中学校ノ卒業生ニシテ該校長ノ品行方正、学術優等身体壯健ト認證シタル者」についてはその全員を入学させていたのではなかろうか。

いずれにせよ、このような規定が登場する背景には、以下に見られるように、尋常中学校がこの時期になって実質的に機能し始めたという事情があった。

すなわち、1891（明治24）年には54校に過ぎなかった公私立尋常中学校の学校数は、1893（明治26）年には68校（他に分校が5）、1897（明治30）年には166校（他に分校が39）に達していた。これにともない1891（明治24）年には713名に過ぎなかったその卒業者数も、1893（明治26）年には1210名に、1897（明治30）年には2458名に達していた。この他ここには掲げていない高等師範学校附属学校尋常中学科（のち尋常中学校と改称）も、1893（明治26）年に初めて8名の卒業生を出し、1897（明治30）年には36名を卒業させた。これらの少年たちが、高等中学校、高等商業学校、陸軍士官学校、海軍兵学校などをめざしていた。

ただし、第十条第二項にいう「其他官公立学校ニシテ普通学ノ程度尋常中学校ト同等以上ト認メタル学科」がいずれの学校・学科をさすのか筆者には

表1 公私立尋常中学校の学校数・生徒数・卒業生（1891～1899）

年次	学校			生徒			卒業生		
	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	計
1891	44	10	54	10941	2284	13225	600	113	713
1892	47 (1)	13	60 (1)	12428	3605	16033	722	70	792
1893	53 (5)	15	68 (5)	14881	4506	19387	855	355	1210
1894	56 (9)	16	72 (9)	18433	3898	22331	949	355	1304
1895	70 (9)	16	86 (9)	25669	5003	30672	1170	411	1581
1896	78 (21)	21	99 (21)	33915	6662	40577	1394	404	1798
1897	89 (39)	27	116 (39)	43223	9219	52442	1781	677	2458
1898	105 (33)	30	135 (33)	49684	11697	61381	2073	970	3043
1899	133 (23)	33 (1)	166 (24)	56501	12384	68885	2758	1417	4175

各年の『文部省年報』による。

詳らかでない。少なくとも商業学校については別に第十二条に規定があるので、商業学校を指すわけではない。

なお、第十四条に「大学予科ノ卒業證書ヲ有スル者ハ試験ヲ要セ本科第一年級へ入学ヲ許スヘシ」とあるのは、高等中学校大学予科をさるものと思われる。高等中学校大学予科の卒業者に高等商業学校への入学を希望する者があったのだろうか。

第2に、この規程以前の入学試験の程度は必ずしも明確ではなかったから、「入学試験ハ尋常中学校卒業ノ程度ニ依ル」ことを明確にしたことが、注目される。

第3に、「本校ニ於テ適當ト認メタル公私立商業学校ノ卒業生ニシテ該校長ノ品行方正、学術優等身体壯健ト認證シタル者ハ特ニ第十二条ノ試験課目ヲ省略スルコトアルヘシ」(第十二条)と規定して、商業学校との関係を明確にしたことが、注目される。

前述のように、1884(明治17)年1月には「商業学校通則」が制定されて、

## 東京高等商業学校の入学者選抜制度の歴史

商業学校の制度上の基準が示されていた。

たとえば1895（明治28）年の『文部省年報』によれば、この年には、商業学校は、官立の高等商業学校をのぞいて公立9、私立2、計11校あった。その全部が「商業学校通則」にいう第一種の商業学校であったと思われる。これらの学校のこの年の卒業生は271名であった。高等商業学校は、これらの学校の卒業生を受け入れることを明確にしたわけである。（この他に簡易商業学校があった。しかし簡易商業学校は対象外であったと思われる。）ただしこの規定の文面からは、入学試験の課目の全部を省略したのか一部の課目を省略したのかは明確ではない。このことは、第十二条に掲げられた課目には商業学校では学習していないものもあることを考えると問題になる。

いずれにせよ、専門学校令の制定（1903年）以前の1893（明治26）年にいすでに実業学校から進学し得る道を制度化していたことは、注目すべきことである。

### 学校体系の整備と東京高等商業の入学者選抜制度

#### （1）学校体系の整備と東京高等商業学校

1902（明治35）年3月28日勅令第98号文部省直轄諸学校官制中改正により、神戸高等商業学校が開設されたので、本校は東京高等商業学校と改称した。

19世紀末から20世紀初頭にかけて、急速に学校体系が整備された。初等教育に関しては、1900年にいわゆる第3次小学校令が制定された。中等レベルの諸学校に関しては、高等女学校令、実業学校令が制定され（ともに1899年）、同じ年に中学校令が改正された。さらに続いて1903年には専門学校令が制定された。

本稿が対象とする東京高等商業学校は実業学校令による実業学校とされ、さらに専門学校令の制定にともない実業専門学校とされた。これらの法令の制定が直接に東京高等商業学校の教育課程などに影響を及ぼすことはなかった。

## (2) 専門学校入学者検定規程の制定（1903年）

専門学校令とその下位法である専門学校入学者検定規程の制定（1903年）は、実業専門学校である東京高等商業学校の入学者選抜に一定の影響を及ぼすべきものであった。専門学校入学資格検定規程が甲種商業学校卒業者に専門学校入学に関して無試験検定の指定を与えたこともそれである。しかし、東京高等商業学校は從前から中学校卒業者のみならず、（甲種）商業学校卒業者にも入学資格を与えていたので、この点での入学者選抜に関する変更の必要は事実上なかった。<sup>17)</sup>

結局、専門学校令とその下位法である専門学校入学者検定規程の制定による東京高等商業学校の入学者選抜に対する影響は、新たに専門学校入学者検定規程による試験検定合格者に入学資格（実質的には受験資格）を与えたことにとどまった。

## (3) 20世紀初頭の入学者選抜の態様

### ① 障害者の排除

「身体壮健」という条件は、障害者を排除する役割を果たしていた。

後年日本化薬社長となった原安三郎は、1884（明治17）年生まれで、幼児期の病氣で左足と右腕が不自由に固まってしまった。原は「僕は高等商業へ入りたかったので第一に一橋へ入学願書を提出した。しかし考えてみると理科には体操がある。当時の一橋の校長駒井重格という人に会った。『ここでは体操は必須課目になっているから君は入ってもだめだろう。』というので一橋はあきらめて早稲田に入った。」と書いている。<sup>18)</sup>

駒井重格は1899年3月に校長となり、1901年12月に校長在職中に死去しているから、これは1900年前後のことである。

### ② 無試験検定

1883（明治16）年2月28日生まれで、後年日本商工会議所会頭となった足立正は島根県松江中学校出身で、その進学経過を次のように語っている。<sup>19)</sup>「進学に当たっては迷わず東京高商、いまの一橋大学をえらんだ。ところが

## 東京高等商業学校の入学者選抜制度の歴史

幸運にも、特別に中学の成績がよかつたわけでもなかつたのに、松江から東京高商を志望したものの中では私がトップだったので無試験入学となつた。そのころは、各中学の最優秀者は無試験でとつてくれたのだから、いまの受験地獄を思うとまるで隔世の感がある。一後略一」

### ③ 1902年頃の進学

1902年に東京高等商業学校に入學し、1907（明治40）年7月に卒業して、後年倉敷紡績会長となった塚田公太は、当時の進学事情を次のように語つてゐる。<sup>20)</sup>

新潟県の私立学校から「やがて上京し、小石川原町にある京北中学の五年に編入試験を受けて入学した。——中略——

京北中学にはいってみると、私と同じように上級学校受験のために地方から出てきたものがたくさんいて、そのため四年生と五年生のほうが三年以下の生徒よりも多かった。翌年の明治三十六年三月、無事京北を卒業できたが、当時の一橋は七月に入学試験をやって九月に入学することになつてゐたので、その間、斎藤秀三郎さんが校長をされていた正則英語学校にかよったりしていろいろと準備した。——後略——」

中学校の学年は3月で終り、東京高等商業学校の学年は9月に始まるという学年の始期終期のずれが、このような状況をつくり出していた。

### ④ 1907年頃の入学試験

1889（明治22）年に静岡県に生まれ、1907年に静岡中学校を卒業した太田哲三は、当時の東京高等商業学校の入学試験の情況を次のように語つてゐる。<sup>21)</sup>

「前略一。明治四十年三月に中学を卒業した。上級学校は九月が授業開始で入学試験は六月であった。私はどちらかといえば数学が得手で、工業学校を志望した。ところが兄や父は高等商業へ行けという。——中略——

それはともかくとして東京高等商業はエリート学校であり、試験はむづかしい。それで落第すれば兄や父もあきらめて、自由の道を踏ませるに違ひな

い。一年くらいは親類のだれ彼も浪人している。——中略——

そのうちに六月が来て、（東京高等商業の——引用者）試験となった。まず英語で一ふるいして、あとは数学と作文、作文は毛筆で書いて同時に習字の採点もするという大時代のものであった。——後略——」

### 東京高等商業学校予科の入学者選抜制度

#### (1) 東京高等商業学校予科の入学に関する規程（1910年）

以下に『東京高等商業学校一覧 附商業教員養成所一覧 従大正三年自大正四年』（1914年12月）に記載されている東京高等商業学校規則の内、予科の入学に関する規定を抄録する。同『学校一覧』の記述に見る限り、入学に関する規定は1910年に改正されて以来変わっていない筈である。したがってこれが、専門学校令制定後の規則である。

#### 第九条 入学期ハ毎学年ノ始トス

第十条 予科ニ入学スルコトヲ得ルモノハ年齢満十七歳以上、身体壮健、品行方正ニシテ左ノ各号ノ一二該当シ入学試験又ハ第十二条ノ無試験検定及身体検査ニ合格シタル者タルヘシ

一、中学校ヲ卒業シタル者

二、専門学校入学者検定規程ニ依リ検定ニ合格シタル者

三、甲種商業学校ヲ卒業シタル者

#### 第十一條

入学試験ノ学科目ハ国語、漢文、書法、作文、数学、地理、歴史、図画、物理、化学、博物、英語トシ中学校卒業ノ程度ニ依リ之ヲ行フ

前項学科目ハ時宜ニ依リ文部大臣ノ許可ヲ経テ其ノ一科目又ハ数科目ノ試験ヲ省略スルコトアルヘシ

#### 第十二条

中学校甲種商業学校ヲ卒業シタル入学志願者ニシテ所定ノ学年間當該学校ニ在学シ在学中第十位以上ノ席次ヲ有シ卒業ノ際第五位以上ノ席次ニアリ

## 東京高等商業学校の入学者選抜制度の歴史

タル者ハ若干名ヲ限り試験ヲ用井ス入学ヲ許可スルコトアルヘシ  
前項ニ該当スル者ノ身体ハ先ツ身体検査證ニ依リ検査シ入学前ニ更ニ本校  
ニ於テ検査ヲ行フモノトス

### 第十三条

入学志願者ハ入学願書ヲ差出スヘシ  
前項ノ入学願書用紙ハ本校ヨリ之ヲ交付ス

### 第十四条

第十条ニ依リ入学試験ヲ受ケント欲スル者ハ金五円ヲ試験料トシテ入学願  
書ニ添ヘ納付スヘシ

第十二条ニ依リ入学ヲ許可シタル者ハ金參円ヲ入学料トシテ納付スヘシ  
但シ本条ニ依リ一旦納付シタル者ハ入学願ヲ取消スコトアルモ之ヲ返付セ  
ス

### 第十五条

願ニ依リ一旦退学セシ者再入学ヲ請フトキハ詮議ノ上入学ノ期ニ於テ原級  
以下ノ級ニ編入スルコトアルヘシ

以下省略

### (2) 神戸高等商業学校予科の入学者選抜

東京高等商業学校予科の入学資格の特徴を述べる前に、比較するために、  
1902年に開校した神戸高等商業学校予科の入学に関する規程を紹介する。残  
念ながら開校当初の規則入手できなかったので、ここには『神戸高等商業  
学校一覧 自明治36年至明治37年』に記載された同学校規則すなわち開校2  
年目の規則の中の関連部分を紹介する。

### 第九条 入学期ハ毎学年ノ始トス

但時宜ニヨリ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第十条 予科第一部ニ入学ヲ許スヘキモノハ官公立中学校及ヒ文部大臣ニ於テ

徵兵令第十三条ニヨリ中学校ノ学科程度以上ト認メタル私立中学校ヲ卒業シタル者ノ中ヨリ選抜スルモノトス

第十一條 予科第二部ニ入学ヲ許スヘキモノハ文部大臣ニ於テ徵兵令第十三条ニヨリ中学校ノ学科程度以上ト認メタル公私立商業学校ヲ卒業シタル者ノ中ヨリ選抜スルモノトス

第十二条 第十条及ヒ第十二条ニヨレル入学者ノ數募集人員ニ達セサルトキハ時宜ニヨリ一般志望者ヨリ選抜シテ入学ヲ許スコトアルヘシ

但本条入学試験ハ予科第一部ノ志望者ニ対シテハ第十条ノ学校卒業程度ニ依リ予科第二部ノ志望者ニ対シテハ第十二条ノ学校卒業程度ニ依ル

第十三条 入学志望者ハ本校指定ノ期日ニ於テ入学願書（書式第一号）履歴書（書式第二号）及ヒ学業成績證明書（書式第三号）ヲ本校ヘ差出スヘシ  
但第十二条ニヨル入学志望者ハ学業成績證明書ヲ要セス

第十四条 予科入学者ノ選抜ハ左ノ三項ヲ參按シテ之ヲ行フモノトス

一 入学試験ノ成績

本項試験科目ハ生徒募集ノ都度之ヲ告示ス

二 体格

三 学業成績證明書又ハ履歴書

先に掲げた東京高等商業学校予科の入学者選抜に関する規程は専門学校令の制定後のものであることを斟酌しなくてはならない。その点は別としても、等しく官立高等商業学校でありながら、最低年齢に関する規定がないなど、規定の仕方に違いが少くない。

しかし最も重要な違いは、神戸高等商業学校は予科を、中学校卒業者を受け入れる第一部と（甲種）商業学校卒業者を受け入れる第二部とに分けていたことである。同校の場合、予科第一学年の教育課程が第一部と第二部とでは一部を違えており、ここに同校の際立った特徴が見られる。（なお甲種、乙種の区分は実業学校令の制定以後のもので、ここでは詳細を略すが、甲種商業学校はすべて「文部大臣ニ於テ徵兵令第十三条ニヨリ中学校ノ学科程度以上

東京高等商業学校の入学者選抜制度の歴史

ト認メ」られている学校である。）必ず一定数の（甲種）商業学校卒業者を受け入れるとしているわけであるから、（甲種）商業学校卒業者に受験資格を与えるに過ぎない東京高等商業学校との違いは重要である。

神戸高等商業学校予科の入学者については、『文部省年報』は、第一部（中学校卒）と第二部（甲種商業学校卒）に分けて入学志願者と入学者の数を示

表2 神戸高等商業学校予科の入学志願者・入学者（1905～1921）

年 度	入学志願者			入学者			計
	予科第一部	予科第二部	計	予科第一部	予科第二部	計	
明治38（1905）	440	137	577	82 (18.6)	41 (29.9)	123 (21.5)	
明治39（1906）	543	166	709	80 (14.7)	41 (24.7)	121 (17.1)	
明治40（1907）	605	194	799	84 (13.9)	44 (22.7)	128 (16.0)	
明治41（1908）	661	225	886	98 (14.8)	52 (23.1)	150 (16.9)	
明治42（1909）	577	217	794	89 (15.4)	46 (21.2)	135 (17.0)	
明治43（1910）	477	215	692	92 (19.3)	51 (23.7)	143 (20.7)	
明治44（1911）	429	191	620	91 (21.2)	50 (26.2)	141 (22.7)	
明治45（1912）	531	188	719	90 (17.0)	53 (28.2)	143 (19.9)	
大正2（1913）	675	247	922	92 (13.9)	54 (21.9)	146 (16.0)	
	×2	×2	×2	×2	×2	×2	
大正3（1914）	674	223	897	99 (15.0)	56 (25.1)	155 (17.5)	
	×4	×4	×3	×3	×3	×3	
大正4（1915）	802	260	1062	97 (12.4)	56 (21.5)	153 (14.7)	
	×9	×9	×4	×4	×4	×4	
大正5（1916）	752	282	1034	90 (12.4)	70 (24.8)	160 (15.7)	
	×9	×9	×4	×4	×4	×4	
大正6（1917）	1295	390	1685	194 (15.2)	72 (18.5)	266 (16.0)	
	×7	×7	×4	×4	×4	×4	
大正7（1918）	1914	495	2409	206 (10.8)	77 (15.6)	283 (11.8)	
	×13	×13	×3	×3	×3	×3	
大正8（1919）	1665	551	2216	185 (11.2)	76 (13.9)	261 (11.8)	
	×3	×2	×5	×1	×1	×2	
大正9（1920）	1989	576	2565	197 (10.1)	78 (13.5)	275 (10.8)	
	×11	×1	×12	×4	×4	×4	
大正10（1921）	1006	625	1631	200 (20.4)	80 (12.8)	280 (17.1)	
	×9	×9	×7	×7	×7	×7	

各年の『文部省年報』による。

かっこ内は、入学志願者に対する入学者の比率。

×は支那人（ママ）

している。この統計が『文部省年報』に現われるのは1905年からである。

### (3) 東京高等商業学校予科の入学資格の特徴

20世紀に入り、専門学校令、実業学校令が制定されて以後の東京高等商業学校の規則中の入学に関する条項には、戦前日本の実業専門学校の上級学校の入学資格に関する規定の特徴がほぼ確立したと見られるので、以下にその点を整理しておく。

#### (1) 年齢制限

「年齢満十七歳以上」という規定は、後述の学力だけでなく、最低の年齢に達していることを要求していることを示す。この場合の年齢は、中学校または甲種商業学校を卒業するに要する年齢であり、たとえ専門学校入学者検定規程に依る試験検定の合格者であっても規定の年齢に達していなければ、入学できないわけである。

また、最低年齢のみを規定し、年齢の上限を規定しない方式も、ほぼ一般化したものと思われる。ちなみにいえば、筆者の知る限り、入学資格に年齢の上限を規定していた学校には、東京及び奈良の女子高等師範学校、女子を入学させる臨時教員養成所があり、男子を入学させる学校としては高等商船学校があった。

#### (2) 性別

東京高等商業学校も神戸高等商業学校もその入学に関する規則には、入学者の性別に関する規定が欠けている。このことは、同学校が男女共学であったことを意味しない。規定だけでみると、甲種商業学校には女子（のみ）を入学させている学校があったし、専門学校入学者検定規程に依る試験検定の合格者には女子も少なくなかった筈である。しかし現実には、東京高等商業学校が入学させていたのは男子のみであった。女子の入学希望者があったのかどうかを、残念ながら、筆者は確認していない。

#### (3) 学業歴

東京高等商業学校は、専門学校令にしたがい、入学志願者に、①中学校卒

## 東京高等商業学校の入学者選抜制度の歴史

業者（卒業予定者を含む、以下同じ）、②甲種商業学校卒業者、③専門学校入学者検定規程に依る試験検定の合格者のいずれかの資格を有することを要求していた。

いわゆる学歴を有しない者のために専門学校入学者検定規程の制度が設けられたのであるから、この規程に依る試験検定の合格者に入学資格を与えていたのは当然である。したがって、あえていえば、中学校卒業者だけでなく、甲種商業学校卒業者を特掲して彼らに門戸を開いていたところに、この学校の特徴があったといえる。

しかし神戸高等商業学校のように、より積極的に甲種商業学校卒業者に門戸を開いている学校があったことは特筆しておかなくてはならない。

### (4) 体格

東京高等商業学校は、入学志願者に「身体壮健」であることを要求していた。一見何の問題もないかに見えるけれども、この条項により、身体に障害をもつ者が排除されていたことを見過ごすことはできない。

### (5) 品行方正

この当時のすべての上級学校が要求していた事項である。その意味するところは、必ずしも明らかでない。

関連していえば、これと似た事項として「志望鞏固」なる項目を掲げていた学校も少なくない。もちろん、東京高等商業学校がこのような条項を掲げていなかつたからといって、志望鞏固であることを要求していなかつたことを意味するわけではないであろう。

### (6) 結婚しているか否か

東京高等商業学校は、他の多くの上級学校と同様に、入学志願者に未婚であることを要求してはいなかつた。

### (7) 身分、財産、出身階級

東京高等商業学校は、他の上級学校と同じく、入学志願者の身分、財産、出身階級を全く問題にしなかつた。ただし、受験料を5円、入学金を3円として

いたことなどは、事実としては、低所得の階層の者を排除する働きをしていたといわざるを得ない。

#### (8) 学力

以上の要件を満たしている入学志願者に対して、学力検査及び身体検査に合格することが要求された。

##### ① 学力検査

学力検査は中学校卒業者に要求される学力を基準としていた。これは、甲種商業学校卒業者に対しても同様であった。中学校卒業者と甲種商業学校卒業者に対して同一の学力試験を課したことは、神戸高等商業学校をふくむ他の高等商業学校と著しく異なる点のひとつである。しかし、学力検査の実態を解明することは、今後の課題である。

学力検査の実際は、20世紀に入ってからば、統計に見られるような厳しい競争試験であった。

##### ② 無試験検定

中学校卒業者または甲種商業学校卒業者の中の在学中の成績優秀の者に対しては、学力検査を行なわずに入学させる方式が実施されていた。しかしこの実態を規定だけで推し量ることはできない。

この方式は、後には周知のように、他の高等商業学校においても広く実施された。

##### ③ 身体検査

東京高等商業学校の場合、身体検査の基準は知られていない。

#### (4) 東京高等商業学校予科の入学者の入学前の学歴

ここでは、東京高等商業学校予科の入学者の入学前の学歴を示す。ただし『文部省年報』に東京高等商業学校予科の入学者の入学前の学歴に関する記述が現われるのは1906年からで、それ以前の統計は知られていない。

東京高等商業学校予科は、前述した神戸高等商業学校予科とは違って、中学校卒業者と甲種商業学校卒業者とを別の枠で選抜していたわけではないの

## 東京高等商業学校の入学者選抜制度の歴史

で、選抜試験の方法という点で甲種商業学校卒業者には厳しかったということはできる。

しかし、この表が示す数値は、甲種商業学校卒業者にとって東京高等商業学校予科の選抜が中学校卒業者に比べて厳しかったかどうかを直ちに示すものではない。元来の学校の性格からいえば甲種商業学校卒業者は、中学校卒業者とは違って、卒業後にさらに進学することを予定しているわけではないので、最初から志願者の中に占める甲種商業学校卒業者の比率が小さかったかも知れないからである。神戸高等商業学校予科の場合には、甲種商業学校卒業者どうしが争う第2部の競争率は、中学校卒業者どうしが争う第1部の競争率より明らかに低かった。東京高等商業学校予科と直接に対比することはできないけれども、このことを論ずるためには、少なくとも志願者・入学者

表3 東京高等商業学校予科の入学者の入学前の学歴（1906～1919）

年 度	中学校卒業者	甲種商業学校 卒業者	専門学校入学者検定規程ニ依ル検定 ニ合格シタル者	計
明治39（1906）	265 (97.8)	4 (1.5)	2 (0.7)	271
明治40（1907）	324 (98.2)	5 (2.5)	1 (0.3)	330
明治41（1908）	322 (95.8)	12 (3.6)	2 (0.6)	336
明治42（1909）	297 (93.7)	18 (5.7)	2 (0.6)	317
明治43（1910）	266 (94.3)	11 (3.9)	5 (1.8)	282
明治44（1911）	213 (87.7)	26 (10.7)	4 (1.6)	243
明治45（1912）	236 (85.5)	35 (12.7)	5 (1.8)	276
大正2（1913）	219 (88.0)	24 (9.6)	6 (2.4)	249
大正3（1914）	236 (87.7)	28 (10.4)	5 (1.9)	269
大正4（1915）	201 (88.9)	17 (7.5)	8 (3.5)	226
大正5（1916）	210 (89.7)	20 (8.5)	4 (1.7)	234
大正6（1917）	311 (92.3)	22 (6.5)	4 (1.2)	337
大正7（1918）	327 (93.2)	20 (5.7)	4 (1.1)	351
大正8（1919）	312 (91.5)	22 (6.5)	7 (2.0)	341

各年の『文部省年報』による。  
かっこ内の比率は、筆者の計算による。

の出身学校別の内訳を調べる必要がある。しかし、残念ながらこの時期についての適切な資料は得られなかった。

### 東京商科大学の成立

1918（大正7）年12月6日、大学令が制定され、帝国大学以外に官立、道府県立、私立の大学を設置し得ることとなった。

1920（大正9）年4月1日、勅令第71号を以て東京商科大学の官制が公布され、同日勅令第72号を以て文部省直轄諸学校官制が改正されて東京高等商業学校は廃止され、同日新たに東京商科大学が開設された。

東京商科大学には学部の他に予科及び附属商学専門部を置き、東京高等商業学校の生徒で大学または予科に編入を希望する者はこれを相当級に編入し、希望しない者に対しては商学専門部に専攻科及び高等商学科を特設し、それぞれこれに編入してなお旧課程により、修業させることとした。なお、附属商業教員養成所はそのまま存続した。

東京商科大学予科は高等学校高等科と同じく修業年限3年で、中学校第4学年修了者に入学資格を与えた。同時に、同大学予科は東京高等商業学校の時期と同様に、甲種商業学校卒業者にも入学資格を与えていた。

この東京商科大学予科の入学志願者・入学者の入学前の学歴を調べてみると、絶対数は少ないけれども、高等学校高等科卒業者に比べて、甲種商業学校卒業者の数が目立つ。入学者選抜における学力検査で甲種商業学校卒業者に斟酌していたわけではないので、甲種商業学校卒業者には魅力があり、また彼らが頑張っていたということであろうか。

他方、実質的には官立高等商業学校と同等の学校とみなされていた東京商科大学附属商学専門部の入学者の入学前の学歴を調べてみると、他の官立高等商業学校よりも甲種商業学校卒業者の数が少ないと気づく。これは、他の官立高等商業学校が中学校卒業者と甲種商業学校卒業生とで学力検査の科目を変えていたのに対して、東京商科大学附属商学専門部の入学試験では、同

## 東京高等商業学校の入学者選抜制度の歴史

大学予科の場合と同じく、その種の措置をとらなかったためと考えられる。いずれも興味深いが、これらの問題の考察には別稿を用意したいと考える。

### まとめ

商法講習所に始まる東京高等商業学校の入学者選抜の制度の形成過程とその特質を簡単に整理しておく。煩瑣になるので、学校名は東京高等商業学校に統一して記述する。

- (1) 近代学校が制度化され、普及し始めたばかりの明治初年には、小学校（と大学）の整備が先行し、中等学校の整備は相対的に遅れた。このため、高等教育機関、東京高等商業学校のような専門教育機関は、長いあいだ、必要な基礎的な学力をもった入学者を集めることはできなかった。
  - (2) 今日ではいわばもがなのことであるが、当初から志願者の属するいわゆる門地、門閥が一切考慮されなかつたことは、特筆しておかなくてはならない。
  - (3) 入学者選抜の基準は、以上の事情からほとんど必然的に学力優先となつた。しかし後年なら基礎とされる特定の学校での修学歴などは全く問題にならなかつた。
  - (4) 他方、制度化された学校を基準として記述する通例の教育史には現われないが、必要な学力を付与するための予備校が生まれていたことも注目される。
  - (5) 中学校令が制定され（1886年）て尋常中学校が制度化されても、実態がともなうまでには一定の時間を要したから、ただちに尋常中学校の卒業者を受け入れるという状況は成立しなかつた。
- 東京高等商業学校としては、学制を尋常科・高等科に分け、後には予科・本科に区分するなどの工夫をこらしていた。しかし、その予科の下に補充科を設けなければならないのが実態であった。
- (6) 1893（明治26）年ころになり、ようやく下級学校を卒業したことをも

って入学資格（実態としては受験資格）とすることが可能となった。すなわち下級学校との接続関係が成立した。

①この場合、尋常中学校との接続関係のみを重視した高等中学校とは異なり、当初から尋常中学校だけでなく商業学校（後の甲種商業学校）との接続をも考慮していたことは、東京高等商業学校の選抜制度の特質の一つとして注目される。この特質は、後発の神戸高等商業学校に継承されただけではなく、東京商科大学や神戸商業大学に至るまで継承されたことも指摘しておかなくてはならない。

②しかし東京高等商業学校は、後の神戸高等商業学校が実施した商業学校卒業者に対する別枠選抜は行なわなかった。この点でみると、商業学校卒業者にとっての東京高等商業学校は、神戸高等商業学校より難関だった可能性がある。

(7) 下級学校との接続関係が成立して以後も、入学者選抜は、一貫して学力検査による競争試験を基準として実施された。

しかし、このことについては若干の事項を補足しておく必要がある。

①法令、学校が定める規則などに明文の規定がないにも拘らず、東京高等商業学校は一貫して女子を受け入れなかった。この仕組みは、その後の他の専門学校に及んだと思われるという意味でも、注目しておく必要がある。

②「身体壮健」の名のもとに、東京高等商業学校はほぼ一貫して障害者は排除していた。「ほぼ」とやや曖昧に書くのは、当初からそうだったのか確認できないからである。

③学力検査による選抜とともに、優秀な成績で中学校を卒業した者については、無試験検定を実施していた。別の機会に述べたように東京高等工業学校の場合には無試験検定による入学者の実数を確認できたが、<sup>22)</sup> 東京高等商業学校については確認できなかった。

## 東京高等商業学校の入学者選抜制度の歴史

### 注

- 1) 筆者の知る限り、公文書における「入学者選抜」なる用語は、1944（昭和19）年に初めて登場した。すなわち、昭和19年5月18日発専140号「明年度高等諸学校入学者選抜ニ関スル件」がそれである。
- 2) 東京都『都史紀要 八 商法講習所』1960年、47頁を参照。
- 3) 一橋学園史刊行委員会『一橋大学百二十年史』1995年、一橋大学、2頁による。
- 4) 同上書、11頁。
- 5) 同上書、11～12頁。
- 6) 同上書、13頁。
- 7) 東京都、前掲書、63～65頁。
- 8) 同上書、65頁。
- 9) 同上書、67～68頁を参照。
- 10) 同上書、69頁を参照。
- 11) 同上書、71～72頁を参照。
- 12) 一橋学園史刊行委員会、前掲書、24頁。
- 13) 同上書、26頁。
- 14) 同上書、27頁。
- 15) 高等中学校に設置された補充科については、寛田知義『旧制高等学校教育の成立』1975年、ミネルヴァ書房、110頁以下を参照。
- 16) 『都史紀要 21 東京の中等教育一』139頁。
- 17) 専門学校入学者検定規程の意義については、拙稿「中等教育の一環としての高校職業教育」『名古屋大学教育学部紀要——教育学科』第42巻第2号、1996年3月、3～5頁を参照。
- 18) 日本経済新聞社編『私の履歴書 1』1957年、日本経済新聞社、223頁。
- 19) 日本経済新聞社編『私の履歴書 6』1958年、日本経済新聞社、7頁。
- 20) 日本経済新聞社編『私の履歴書 14』1961年、日本経済新聞社、206頁。
- 21) 日本経済新聞社編『私の履歴書 35』1969年、日本経済新聞社、14～17頁。
- 22) 拙稿「東京高等工業学校の入学者選抜制度の歴史」『名古屋大学教育学部紀要——教育学科』第32巻、1986年3月。

### 謝辞

本稿は、愛知大学の1997年度個人研究助成による研究成果の一部である。  
記して謝意を表する。